

兵庫県公報

平成24年4月13日 金曜日 第2379号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 危険物取扱作業の保安に関する講習の実施（消防課）	1
○ 救急病院の認定（医務課）	5
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（同）	5
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	5
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	6
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	11
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	12
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	12
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	13
○ 同 上（同）	15
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（東播磨県民局）	16
○ 大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（都市計画課）	16
○ 入札公告（県立大学）	18
○ 同 上（同）	20
○ 落札者等の公示（同）	22
企業庁公告	
○ 落札者等の公示	23
内水面漁場管理委員会公告	
○ 平成24年度増殖基準数量	24

告 示

兵庫県告示第519号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「保安講習」という。）を財団法人兵庫県危険物安全協会に委託して次のとおり実施する。

平成24年4月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 講習種別ごとの講習日時及び講習会場等

(1) 給油取扱所講習

（講習対象者）給油取扱所（自家用給油取扱所を含む。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

開催年月日	講習時間	地 区	会場 番号	講習会場（所在地）	定員 (人)
H24. 7. 12 (木)	13:30 ～ 16:30	加古川	101	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250
H24. 7. 20 (金)		神 戸	102	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200
H24. 7. 23 (月)		豊 岡	103	豊岡市立豊岡市民会館 大会議室 豊岡市立野町20-34	120
H24. 8. 22 (水)		姫 路	104	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	350
H24. 8. 24 (金)		丹 波	105	兵庫県立丹波の森公苑ホール 丹波市柏原町柏原5600	300
H24. 10. 10 (水)		尼 崎	106	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭和通2-6-68	250
H24. 11. 27 (火)		明 石	107	明石市立産業交流センター 多目的ホール 明石市大久保町ゆりのき通1-4-7	210
H24. 12. 7 (金)		加 東	108	加東市滝野文化会館 大ホール 加東市下滝野1369-1	200
H25. 2. 1 (金)		神 戸	109	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200

(2) 石油コンビナート地区講習

(講習対象者) 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設(給油取扱所を除く。)において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

開催年月日	講習時間	地 区	会場 番号	講習会場（所在地）	定員 (人)
H24. 7. 18 (水)	13:30 ～ 16:30	姫 路	201	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	350
H24. 9. 12 (水)		姫 路	202	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	350
H24. 10. 2 (火)		高 砂	203	高砂市福祉保健センター 中ホール 高砂市高砂町朝日町1-2-1	250
H24. 10. 19 (金)		神 戸	204	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200
H24. 11. 6 (火)		加古川	205	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250

(3) その他一般講習

(講習対象者) 前記(1)及び(2)以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

開催年月日	講習時間	地 区	会場 番号	講習会場（所在地）	定員 (人)
H24. 7. 11 (水)		尼 崎	301	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭和通2-6-68	250
H24. 7. 25 (水)		西 宮	302	フレンテ西宮 西宮市フレンテホール 西宮市池田町11-1	240

H24. 7. 31 (火)	13:30 ～ 16:30	高 砂	303	高砂市福祉保健センター 中ホール 高砂市高砂町朝日町1-2-1	250
H24. 8. 1 (水)		加古川	304	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250
H24. 8. 3 (金)		神 戸	305	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200
H24. 8. 8 (水)		赤 穂	306	赤穂市文化会館 赤穂市中広864	300
H24. 9. 7 (金)		神 戸	307	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200
H24. 9. 11 (火)		尼 崎	308	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭通2-6-68	250
H24. 10. 5 (金)		川 西	309	アステ川西 アステホール 川西市栄町25-1	200
H24. 10. 12 (金)		たつの	310	たつの市総合文化会館 赤とんぼ文化ホール たつの市龍野町富永地先	300
H24. 10. 17 (水)		姫 路	311	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	350
H24. 11. 9 (金)		神 戸	312	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200
H24. 11. 14 (水)		市 川	313	市川町文化センター 神崎郡市川町西川辺715	150
H24. 11. 19 (月)		加古川	314	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250
H24. 12. 12 (水)		明 石	315	明石市立産業交流センター 多目的ホール 明石市大久保町ゆりのき通1-4-7	210
H24. 12. 14 (金)		宝 塚	316	宝塚市立中央公民館 宝塚市伊子志1-4-1	100
H25. 1. 30 (水)		尼 崎	317	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭通2-6-68	250
H25. 2. 8 (金)		伊 丹	318	伊丹シティホテル 光琳の間 伊丹市中央6-2-33	150
H25. 2. 15 (金)	神 戸	319	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200	
H25. 2. 20 (水)	姫 路	320	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	350	

(4) 全区分講習

(講習対象者) 従事する危険物施設の種別を問わない。

開催年月日	講習時間	地 区	会場 番号	講習会場 (所在地)	定員 (人)
H24. 7. 24 (火)		三 田	401	三田駅前一番館 (キッピーモール) 多目的ホール 三田市駅前町2-1	180
H24. 7. 26 (木)		洲 本	402	淡路消防ビル 大会議室 洲本市塩屋1-2-32	150

H24. 8. 23 (木)	13:30 ～ 16:30	三 木	403	兵庫県広域防災センター 兵庫県消防学校 2 F 講堂 三木市志染町御坂 1—19	200
H24. 9. 25 (火)		新温泉	404	新温泉町文化体育館 夢ホール 美方郡新温泉町湯990—8	120
H24. 10. 4 (木)		宍 粟	405	宍粟防災センター 5階大ホール 宍粟市山崎町鹿沢65—3	100
H24. 11. 26 (月)		豊 岡	406	豊岡市立豊岡市民会館 大会議室 豊岡市立野町20—34	120
H25. 1. 31 (木)		加 東	407	加東市滝野文化会館 大ホール 加東市下滝野1369—1	200
H25. 2. 13 (水)		尼 崎	408	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭和通 2—6—68	250

定員に達しなかった講習会場については、当該講習日の2週間前まで受付を継続し、定員に達した時点で受付を締め切る。

2 講習科目及び時間

(1) 危険物関係法令に関する事項（1時間）

- ア 主として過去3年間における危険物関係法令の改正事項
- イ 危険物関係法令による規制の要点

(2) 危険物の火災予防に関する事項（2時間）

- ア 危険物施設の火災及び漏えいの事例の動向並びにその原因及び問題点の概要並びにその発生防止のための保安上の対策等
- イ 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等
- ウ 危険物施設における安全管理に関する知識

3 受講対象者

(1) 製造所等において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者のうち、次のいずれかに該当する者

- ア 危険物の取扱作業に従事することとなった日から1年以内の者（ただし、平成22年度又は平成23年度に危険物取扱者免状の交付を受けている者又は都道府県知事が行った保安講習を受講した者（免状の交付を受けた日又は保安講習を受講した日が当該作業に従事することとなった日から起算して過去2年以内の場合に限る。）を除く。）
- イ 平成21年度に都道府県知事が行った保安講習を受講した者（ただし、平成22年度又は平成23年度に危険物取扱者免状の交付を受けている者又は都道府県知事が行った保安講習を受講した者を除く。）
- ウ 平成21年度に危険物取扱者免状の交付を受けている者（ただし、平成22年度又は平成23年度に危険物取扱者免状の交付を受けている者又は都道府県知事が行った保安講習を受講した者を除く。）

(2) (1)に該当しない危険物取扱者で、特に受講を希望する者

4 受講申請手続

(1) 提出書類

一括申請用受講申請書又は個人申請用受講申請書

なお、それぞれの受講申請書の対象者及び配布方法は次のとおりとする。

ア 一括申請用受講申請書

平成21年度に本県が行った保安講習を受講した危険物取扱者のうち、県内の消防法第11条第1項前段の規定に基づく許可を受けた製造所、貯蔵所又は取扱所で危険物の取扱作業に従事している者を対象とした申請書を、平成24年4月中旬までに財団法人兵庫県危険物安全協会から当該事業所宛てに受講案内書を同封して郵送する。

イ 個人申請用受講申請書

ア以外の者を対象とした申請書として、平成24年4月中旬に県内の各消防本部（局）及び消防署等、財団法人兵庫県危険物安全協会並びに兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び各県民局において個人申請用受講申請書及び受講案内書を配布する。

(2) 提出先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県民会館4階
財団法人兵庫県危険物安全協会

(3) 提出期間

平成24年4月23日(月)から同年5月11日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
郵送による場合は、必ず特定記録郵便によることとする。

(4) 受講手数料

受講申請者一人当たり4,700円分の兵庫県収入証紙を、受講申請書の手数料欄に貼り付けること。また、金額の過不足がないようにすること。

(5) その他

ア 受講希望日によっては、会場の都合等により希望日と異なる日を受講日に指定することがある。
イ 指定した講習日からの受講日の変更(欠席した後に再度受講を希望する場合を含む。)は、平成24年度内の講習日への変更に関し認めらる。変更に関し当たっては、事前に次の問合せ先に連絡すること。

5 講習についての問合せ先

- (1) 財団法人兵庫県危険物安全協会 電話 (078) 333-8032
- (2) 兵庫県企画県民部災害対策局消防課危険物係 電話 (078) 341-7711 内線 3418



兵庫県告示第520号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成24年4月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名 称 兵庫県立こども病院
所在地 神戸市須磨区高倉台1丁目1番1号
認定年月日 平成23年12月6日
認定の有効期限 平成26年12月5日
- 2 名 称 公立豊岡病院組合立 朝来和田山医療センター
所在地 朝来市和田山町竹田2021番地
認定年月日 平成24年3月18日
認定の有効期限 平成27年3月17日



兵庫県告示第521号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

平成24年4月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 名 称 三輪外科
所在地 神戸市須磨区東落合2丁目13番地21号
撤回年月日 平成24年2月17日



兵庫県告示第522号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成24年4月13日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
仮屋区域	のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	平成24年 3月27日
育波浦区域	のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	同



兵庫県告示第523号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成24年 4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
 美方郡新温泉町竹田字糸城1971の1から1971の3まで、1971の10、1971の12、1972、字細谷1994、1995、1996の1、1997の1、1997の2、字摺鉢2021、2022の1、2022の2、2022の4
- 2 指定の目的
 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第524号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 美方郡香美町香住区隼人字ミノフ517の7、字不動谷670の4、670の8
- 2 保安林として指定された目的
 水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第525号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町香住区守柄字コモ谷856、857、857の1、857の2
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第526号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町香住区守柄字大空886の1、886の2、889から891まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第527号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町小代区秋岡字五葉谷1063、小代区新屋字四十まがり1609の1
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第528号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町小代区茅野字上へ虫カベ564

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第529号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町小代区佐坊字ホトケノヲ735の2、735の3

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊

岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第530号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町小代区新屋字熱田1554の37、1554の39、1554の40
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第531号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町小代区新屋字熱田1554の33、1554の35
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第532号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町小代区新屋字ナツラ1773の2

- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第533号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町小代区新屋字ナツラ1773の 5、1773の20、1773の21、1773の32から1773の35まで
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第534号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町小代区新屋字名ヶ谷1207の 2
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第535号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町小代区新屋字名ヶ谷1207の4
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第536号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町香住区隼人字蛇谷527の4、527の5
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第537号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年 4月13日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成24年 4月13日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年 4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 1 2 号	姫路市香寺町犬飼字川原野869番44から 同 市豊富町豊富字中川原2222番13まで	旧	8.0から 37.0まで	266.0	
		新	8.0から 30.0まで	266.0	

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成24年 4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成24年 3月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人近畿NPOセンター

イ 代表者の氏名 松 田 正 像

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市長寿ガ丘6番13号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や子供達等に対して、日常生活支援やスポーツを通じた交流事業等を行い、すべての人々がやさしさを享受できる魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成24年 3月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人NPOトライサングル

イ 代表者の氏名 杉 谷 勉

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市長尾台1丁目13番14号 シャーウッドハイツ204号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高次脳機能障害者とその家族、一般市民に対して、高次脳機能障害者による知識と理解を社会に広める活動、障害者自立支援法に基づく就労移行支援に関する事業を行い、高次脳機能障害者と家族が、希望を持ち生活できる環境と福祉政策の実現に寄与することを目的とする。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成24年 4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 申請受付年月日 平成24年3月27日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人 team for Next
 - イ 代表者の氏名 岩 根 康 朗
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区江戸町95番地
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、広く国民に対して、社会資産の価値向上に関する事業を行い、安全で安心なまちづくりと豊かで魅力ある社会環境を創造することを目的とする。
- 2 (1) 申請受付年月日 平成24年3月30日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人ダーナ
 - イ 代表者の氏名 西 池 匡
 - ウ 主たる事務所の所在地 豊岡市寿町2番16号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、住民参加とその助け合い精神のもとに、地域に根ざしたサービスを高齢者、障害者等、支援を要する人々に対して提供し、すべての人々が地域の中で健やかに暮らせる地域社会づくりを実現することを目的とする。
- 3 (1) 申請受付年月日 平成24年3月30日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人脳卒中者中途障がい者生きがい働きネット
 - イ 代表者の氏名 上 野 義 男
 - ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市昭和通9丁目330番地の2
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、脳血管障がい後遺症等での障がい者（以下脳卒中者という。）、中途障がい者及び身体・知的障がい者などに対して、作業・生産活動及び自立活動の促進及び情報交換・交流の場の機会提供などの事業を行い、QOLの改善と向上を図り障がい者の自立支援・社会参加を促進するとともに、障がい者をはじめとする広く市民に対して、脳卒中者・中途障がい者などの社会生活に関わる社会教育や生活文化の振興、健康増進・リハビリに関わる情報提供などの事業を行うことによって、全ての人びとが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
- 4 (1) 申請受付年月日 平成24年3月30日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人オフコース
 - イ 代表者の氏名 村 井 吉 昭
 - ウ 主たる事務所の所在地 三田市つつじが丘南3丁目8番地9
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者の自立生活支援と社会参加の促進に関する事業を行うことにより、障害者及び高齢者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 和田山ショッピングセンター

所在地 朝来市和田山町枚田岡774

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
イオンリテール株式会社	村 井 正 平	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社ネクステージ	北 山 春 彦	朝来市和田山町玉置1059
協同組合和田山ショッピングセンター	浅 田 郁 雄	朝来市和田山町枚田岡774

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

ア 変更前

朝来郡和田山町大字枚田岡字上野228—4ほか

イ 変更後

朝来市和田山町枚田岡774

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
イオン株式会社	岡 田 元 也	千葉県美浜区中瀬1—5—1
メイセイテック株式会社	川 井 昇	朝来郡和田山町玉置1051
協同組合和田山ショッピングセンター	宮 崎 洋 一	朝来郡和田山町寺谷682—10

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
イオンリテール株式会社	村 井 正 平	千葉県美浜区中瀬1—5—1
株式会社ネクステージ	北 山 春 彦	朝来市和田山町玉置1059
協同組合和田山ショッピングセンター	浅 田 郁 雄	朝来市和田山町枚田岡774

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
イオン株式会社	岡 田 元 也	千葉県美浜区中瀬1—5—1
駅前総合薬局株式会社	石 本 武 美	朝来郡和田山町竹田279
篠木寝具株式会社	篠 木 堅 二	養父郡八鹿町八鹿459

外23者

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
イオンリテール株式会社	村 井 正 平	千葉県美浜区中瀬1—5—1
株式会社エディオン	久 保 充 誉	大阪市北区堂島1—5—17
有限会社HEADFOOT	岸 本 道 徳	京都府福知山市駅前町221—3

外18者

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の所在地

平成17年4月1日

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成20年8月21日ほか

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成23年12月9日ほか

5 届出年月日

平成24年3月26日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成24年4月13日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年 8月14日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年 4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 銀ビルストアー福崎店

所在地 神崎郡福崎町西田原字高詰1394

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社銀ビルストアー

代表者の氏名 大塚 英 木

住所 姫路市南町31番地

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

開店時刻 午前 9時30分

閉店時刻 午後 9時

イ 変更後

開店時刻 午前 8時

閉店時刻 午後 9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前 9時から午後 9時30分まで

イ 変更後

午前 7時30分から午後10時まで

4 変更する年月日

平成24年 3月23日

5 上記3の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社銀ビルストアー

代表者の氏名 大塚 英 木

住所 姫路市南町31番地

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,658平方メートル

(3) 駐車場の収容台数

168台

(4) 駐輪場の収容台数

41台

(5) 荷さばき施設の面積

107平方メートル

- (6) 廃棄物等の保管施設の容量
40立方メートル
- (7) 駐車場の自動車の出入口の数
入口 2箇所、出口 2箇所、出入口 1箇所
- (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6時から午後10時まで
- 6 届出年月日
平成24年 3月22日
- 7 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成24年 4月13日から 4月間
- 8 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成24年 8月14日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 4月13日

東播磨県民局長 福 田 好 宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) エーコープ神野店
所在地 加古川市新野口五丁目 5 番 1
- 2 同法第 8 条第 1 項の規定により加古川市から聴取した意見の概要
 - (1) 騒音について
本店舗開業後は、近隣民家への影響を軽減するため、操業にかかる荷さばき音やトラックのアイドリング防止等、周辺住民の生活環境保全に充分努めるとともに、苦情が発生した場合は、誠意をもって迅速に対応すること。
 - (2) 青少年の健全育成並びに子どもたちの安全・安心な街づくりの推進について
青少年の非行防止と健全育成並びに安全・安心な街づくりの推進に伴い、店内または場内が非行グループの溜り場にならないよう配慮すること。また、「少年をまもる店」の協力店の届出を検討願いたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成24年 4月13日から 1月間



大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見の概要及び第 2 項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) ケーズデンキ丹波氷上店
 所在地 丹波市氷上町稲継281ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により丹波市から聴取した意見の概要
 - (1) 来退店車両の増加が予測されていることから、左折入出庫を厳守すること。また、駐車場出入口には、必要に応じて交通整理員を配置し、迂回路の機能が十分発揮できるよう適切な誘導を図ること。
 - (2) 商圏図Gゾーンの退店経路の道路幅員は狭小であり、事故等の発生が予測されるなど、想定している以上に交通量が増えると当該道路沿線での生活環境への影響が大きいものと想定されるため、開店後の交通状況を考慮し、必要に応じて退店経路の徹底について、さらなる対策を講じること。
 - (3) 雨水貯留槽の容量、オリフィスマスによる放流量に伴う法地川への影響について、河川管理者との協議を行うとともに、地元(準用河川法地川の維持管理並びに横田排水機場受託者である横田自治会)に十分説明すること。
 - (4) 当敷地内に計画されている緑地について、周辺地域に影響を与えないよう適切な維持管理に努めること。
 - (5) 来客者や店舗から、周辺地域に影響する騒音や臭気などの公害を発生させないように努めるとともに、発生した場合は適切な処置を行うこと。
- 3 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要

意見書提出者名	意見の概要
株式会社丹波の森ショッピングタウン 代表取締役 前川 隆 正	<p>当該店舗の来店経路の設定により、国道175号西行き交通渋滞が予想される。このことにより、丹波の森ショッピングタウン(コモレ丹波の森)の国道175号側の出入口前にも渋滞車列が並び、新たな交通渋滞の発生やそのことに起因した事故等を誘発する恐れがある。</p> <p>そのような問題について、事業者に対し、周辺住民への配慮、また丹波の森ショッピングタウン(コモレ丹波の森)への来店車両の円滑な誘導の観点から、同ショッピングタウン出入口前等に交通整理員を常駐させ、円滑な交通を図るための対応を求める。</p>
岸 田 正	<p>本届出書の添付資料1「新設(出店)予定地域における交通検討」において、交差点①稲継交差点の北流入右折(ケーズデンキ丹波氷上店計画地方向)の開店後休日の混雑度が0.847とされ、混雑の目安である0.9を下回っているとされているが、その後届出のあった「イオン氷上ショッピングセンター」の添付資料による開店後の近隣計画店舗加算後休日の同交差点北流入右折の混雑度は1.117と、0.9を大きく上回る数値となっており、本届出者の交通検討に疑義を申し述べるものである。</p> <p>この件については、昨年12月19日の兵庫県まちづくり審議会における「(仮称)氷上町複合商業施設開発事業計画」の審議でも、委員より混雑度が1.0を超えているとの意見が出たが、同計画の交通誘導においては稲継交差点の北流入右折に対して負荷をかけておらず無関係であるとされた。しかし、本件の「(仮称)ケーズデンキ丹波氷上店」においては直接関係するものであり、稲継交差点の混雑度を再検討すべきと考える。</p>

- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成24年4月13日から1月間



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年4月13日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 楠 見 清

1 調達内容**(1) 調達物品及び数量**

兵庫県立大学財務会計システム 一式（賃貸借）

(2) 調達物品の性質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

平成25年1月1日（火）から平成29年12月31日（日）まで（5年間）

(4) 設置場所

兵庫県立大学神戸学園都市キャンパス

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒651-2197 神戸市西区学園西町8丁目2-1

兵庫県立大学事務局企画調整部情報システム課 担当 猪口

電話 (078) 794-5590 FAX (078) 794-5575

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成24年4月13日（金）から同年5月8日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成24年6月14日（木）午前10時 兵庫県立大学本部 中会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成24年6月13日（水）午後4時までに(1)の場所に必着のこと。

4 入札者に求められる義務

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品について、平成24年5月8日（火）午後4時までに申込書及び「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを持参すること。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品について、入札説明書で示した提出書類を持参し、本学が要求する仕様を満たしているか審査を受けること。

ア 受付期間

平成24年4月13日（金）から同年5月8日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

ウ 審査結果

平成24年5月28日（月）までに入札参加希望者に通知する。

- (3) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(2)の提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (4) 入札者は、上記(2)により承認された物品で入札すること。
- (5) 本公告の物品を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。この証明書は平成24年5月8日（火）までに提出すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に契約期間60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年6月12日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長（以下「事務局長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額（入札書記載金額に契約期間60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成24年6月下旬）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること

ク 入札金額は、上記1(1)の物品の1箇月当たりの賃貸借料（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Kiyoshi Kusumi, General Secretary, University of Hyogo

(2) Nature and quantity of the product to be purchased :

Financial accounting system for University of Hyogo 1 set

(3) Lease period : From 1 January 2013 through 31 December 2017

(4) Lease place :

University of Hyogo, Kobe Gakuentoshi campus

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

16:00 May 8, 2012

(6) Deadline for tender :

10:00 June 14, 2012

(Tender via mail must be submitted to University of Hyogo by 16:00 June 13, 2012)

(7) Person to contact concerning the notice:

Atsurou Inoguchi, University of Hyogo, Kobe Gakuentoshi office,

8-2-1 Gakuennishi-machi, Nishi-ku, Kobe, Hyogo 651-2197

Tel (078)794-5590 Fax (078)794-5575



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年4月13日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 楠 見 清

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

兵庫県立大学人事給与システム 一式（賃貸借）

(2) 調達物品の性質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

平成25年1月1日（火）から平成29年12月31日（日）まで（5年間）

(4) 設置場所

兵庫県立大学神戸学園都市キャンパス

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒651-2197 神戸市西区学園西町8丁目2-1

兵庫県立大学事務局企画調整部情報システム課 担当 猪口

電話 (078) 794-5590 F A X (078) 794-5575

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成24年4月13日（金）から同年5月8日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所

平成24年6月14日（木）午前11時 兵庫県立大学本部 中会議室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成24年6月13日（水）午後4時までに(1)の場所に必着のこと。

4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品について、平成24年5月8日（火）午後4時までに申込書及び「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを持参すること。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品について、入札説明書で示した提出書類を持参し、本学が要求する仕様を満たしているか審査を受けること。

ア 受付期間

平成24年4月13日（金）から同年5月8日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

ウ 審査結果

平成24年5月28日（月）までに入札参加希望者に通知する。

- (3) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(2)の提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (4) 入札者は、上記(2)により承認された物品で入札すること。
- (5) 本公告の物品を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。この証明書は平成24年5月8日（火）までに提出すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に契約期間60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年6月12日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長（以下「事務局長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額（入札書記載金額に契約期間60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成24年6月下旬）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の物品の1箇月当たりの賃貸借料（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(1) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Kiyoshi Kusumi, General Secretary, University of Hyogo

(2) Nature and quantity of the product to be purchased :

Personnel affairs and salary system for University of Hyogo 1 set

(3) Lease period : From 1 January 2013 through 31 December 2017

(4) Lease place :

University of Hyogo, Kobe Gakuentoshi campus

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

16:00 May 8, 2012

(6) Deadline for tender :

11:00 June 14, 2012

(Tender via mail must be submitted to University of Hyogo by 16:00 June 13, 2012)

(7) Person to contact concerning the notice:

Atsurou Inoguchi, University of Hyogo, Kobe Gakuentoshi office,

8-2-1 Gakuennishi-machi, Nishi-ku, Kobe, Hyogo 651-2197

Tel (078)794-5590 Fax (078)794-5575

~~~~~  
**落札者等の公示**

落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年4月13日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 楠 見 清

- 1 落札に係る調達物品名の名称及び予定数量  
液体窒素の購入（単価契約） 30,414リットル
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地  
兵庫県立大学播磨光都キャンパス（高度産業科学技術研究所） 赤穂郡上郡町光都3丁目1番2号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年3月29日
- 4 落札者の名称及び住所  
高浜酸素株式会社 姫路市飾磨区思案橋96番地
- 5 落札金額  
45円/リットル（単価契約・消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成24年3月2日

## 企 業 庁 公 告

## 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年4月13日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 高 井 芳 朗

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
  - (1) 次亜塩素酸ナトリウム 1,647,000キログラム
  - (2) ポリ塩化アルミニウム 5,293,000キログラム
  - (3) ドライ粉末活性炭（5%WE T） 459,000キログラム
  - (4) 粉末活性炭（50%WE T） 100,000キログラム
  - (5) 液体苛性ソーダ 378,000キログラム
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県企業庁水道課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年3月23日
- 4 落札者の名称及び住所
  - (1) 網干産業株式会社 姫路市大津区吉美661番地
  - (2) 網干産業株式会社 姫路市大津区吉美661番地
  - (3) 株式会社澤野商店 神戸市長田区二葉町10丁目2番19号
  - (4) 双和化学産業株式会社 神戸市兵庫区芦原通1丁目2番26号
  - (5) 株式会社シマヤ 姫路市飾磨区思案橋60番地
- 5 落札金額
  - (1) 51円80銭（単価契約・消費税及び地方消費税を除く。）
  - (2) 18円29銭（単価契約・消費税及び地方消費税を除く。）
  - (3) 230円（単価契約・消費税及び地方消費税を除く。）
  - (4) 150円（単価契約・消費税及び地方消費税を除く。）
  - (5) 20円30銭（単価契約・消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
  - (1) 一般競争入札
  - (2) 一般競争入札
  - (3) 一般競争入札

- (4) 一般競争入札
- (5) 一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成24年 2月 7日

内水面漁場管理委員会公告

兵内漁委指示第62号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成24年度における第5種共同漁業の漁業権者が実施すべき増殖の基準数量を、平成24年 1月25日に次のとおり指示した。

平成24年 4月13日

兵庫県内水面漁場管理委員会

会長 秋 武 宏

1 増殖の基準数量

平成24年度増殖基準数量

| 免許<br>番号 | 河川名 | 種 苗 放 流    |           |           |             |             |                  |            |                 |            |              |            | 産卵場造成        |              |             |              |
|----------|-----|------------|-----------|-----------|-------------|-------------|------------------|------------|-----------------|------------|--------------|------------|--------------|--------------|-------------|--------------|
|          |     | あゆ<br>(kg) | こい<br>(尾) | ふな<br>(尾) | うなぎ<br>(kg) | にじます<br>(尾) | あまご<br>(尾)       | やまめ<br>(尾) | さくらます<br>(尾)    | いわな<br>(尾) | わかさぎ<br>(万粒) | もろこ<br>(尾) | もくずがに<br>(尾) | おいかわ<br>(箇所) | うぐい<br>(箇所) | ひがしい<br>(箇所) |
| 1        | 猪名川 | 400        |           | 5,000     | 10          | 7,000       | 1,000            |            |                 |            |              |            |              | 1            |             |              |
| 2        | 武庫川 | 100        |           | 1,000     | 10          | 1,000       |                  |            |                 |            |              |            |              | 1            |             |              |
| 3        | 羽東川 | 100        |           |           | 10          | 1,000       | 1,000            |            | 1,000           |            |              |            |              | 1            |             |              |
| 4        | 加古川 | 5,000      |           | 10,000    | 200         | 10,000      | 8,000            |            |                 |            | 300          | 1,000      | 7,500        | 5            | 3           |              |
| 5        | 市川  | 1,500      |           | 10,000    | 20          | 3,000       | 50,000           |            |                 |            |              |            |              | 1            |             |              |
| 6        | 夢前川 | 250        |           |           |             |             |                  |            |                 |            |              |            |              |              |             |              |
| 7        | 揖保川 | 14,000     |           | 3,000     | 50          | 5,000       | 100,000          |            |                 |            | 300          |            | 1,500        | 2            | 1           |              |
| 8        | 千種川 | 5,500      |           | 3,000     | 50          | 3,000       | 40,000           |            |                 |            | 100          |            | 1,000        | 3            | 2           |              |
| 9        | 竹田川 | 30         |           | 1,000     |             |             |                  |            |                 |            |              |            |              |              |             |              |
| 10       | 円山川 | 5,500      |           | 10,000    | 30          | 10,000      | やまめに含む<br>60,000 | やまめに含む     |                 |            |              |            | 1,000        | 3            | 3           | 1            |
| 11       | 竹野川 | 300        |           | 1,000     | 10          | 1,000       | やまめに含む<br>1,500  |            |                 |            |              |            | 1,000        | 1            | 1           |              |
| 12       | 矢田川 | 1,100      |           | 1,000     | 30          | 1,000       |                  | 13,000     | やまめに含む<br>1,000 |            |              |            | 1,000        |              |             |              |
| 13       | 岸田川 | 700        |           | 1,000     | 10          |             |                  | 23,000     | やまめに含む<br>1,000 |            |              |            | 1,000        | 1            | 1           |              |
|          | 計   | 34,480     |           | 46,000    | 430         | 42,000      | 200,000          | 97,500     |                 | 3,000      | 700          | 1,000      | 14,000       | 19           | 11          | 1            |

2 この指示の日以降において、漁場環境の変化等により、増殖基準数量の達成が困難となった場合は、あらかじめその理由を付して委員会に届け出なければならない。